

こ けんり しょうやく しょうぶん
「子どもの権利条約」 条文

こ けんり しょうやく
「子どもの権利条約」にはどんなことが
か
書かれているのかみてみましょう。

こ けんり しょうやく
(子どもの権利条約
にほん きょうかい しょうやく
日本ユニセフ協会抄訳より)



だい しょう こ ていぎ
第1条 (子どもの定義)

さい ひと こ
18歳になっていない人を子どもとします。



第2条 (差別の禁止)

すべての子どもは、みんな平等にこの
条約にある権利をもっています。

子どもは、国のちがいや、男か女か、
どのようなことばを使うか、どんな宗教
を信じているか、どんな意見をもっ
ているか、心やからだに障がいがあるか
ないか、お金持ちであるかないか、親が
どういう人であるか、などによって
差別されません。



第3条 (子どもにもっともよいことを)

子どもに関係のあること行うときには、
子どもにもっともよいことは何かを
第一に考えなければなりません。

だい じょう い けんり そだ けんり

第6条 (生きる権利・育つ権利)

こ い けんり
すべての子どもは、生きる権利、
そだ けんり
育つ権利をもっています。

だい じょう いけん あらわ けんり

第12条 (意見を表す権利)

こ じぶん かんけい
子どもは、自分に関係のあることについ
じゆう じぶん いけん あらわ けんり
て自由に自分の意見を表す権利をもつて
いけん こ はったつ おう
います。その意見は、子どもの発達に応じて
こうりよ
じゅうぶん考慮されなければなりません。

だい じょう ひょうげん じゆう

第13条 (表現の自由)

こ じゆう ほうほう じょうほう
子どもは、自由な方法でいろいろな情報や
かんが つた けんり し けんり
考えを伝える権利、知る権利をもっています。



だい じょう しそう りょうしん しゅうきょう じゆう

第14条 (思想・良心・宗教の自由)

こ しそう りょうしん しゅうきょう じゆう
子どもは、思想・良心・宗教の自由につ
けんり
づいての権利をもっています。

だい じょう めいよ まも

第16条 (プライバシー・名誉は守られる)

こ じぶん かぞく す
子どもは、自分や家族、住んでいるところ、
でんわ てがみ まも
電話や手紙などのプライバシーが守られます。
たにん ほこ きす けんり
また、他人から誇りを傷つけられない権利
をもっています。



だい じょう こ よういく

第18条 (子どもの養育は

おや せきにん

まずは親の責任)

こ そだ せきにん ふ ぼ
子どもを育てる責任は、まずその父母
にあります。国はその手助けをします。

だい じょう ぼうりょく

ほ こ

第19条 (暴力などからの保護)

おや ほごしゃ こ そだ あいだ

親 (保護者) が子どもを育てている間、

どなかたちであれ、子どもが暴力を

ふるわれたり、不当な扱いなどを受け

たりすることがないように、国は子ども

を守らなければなりません。



だい しょう しょう こ

第23条 (障がいのある子ども)

こころ しょう こ
心やからだに障がいがある子どもは、
そんげん まも じりつ しゃかい さんか
尊厳が守られ、自立し、社会に参加し
せいかつ きょういく くんれん
ながら生活できるよう、教育や訓練、
ほけん う けんり
保健サービスなどを受ける権利をもっ
ています。



だい しょう きょういく う けんり

第28条 (教育を受ける権利)

こ きょういく う けんり
子どもは教育を受ける権利をもっています。
くに こ しょうがっこう い
国は、すべての子どもが小学校に行けるよ
うえ がっこう
うにしなければなりません。さらに上の学校
すす
に進みたいときには、みんなにそのチャンス
あた がっこう
が与えられなければなりません。学校のきま
りは、こ そんげん まも かんが かに
り、子どもの尊厳が守られるという考え方
からはずれるものであってはなりません。

だい じょう やす あそ けんり

第31条 (休み、遊ぶ権利)

こ やす あそ ぶんかげいじゆつ
子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術
かつどう さんか けんり
活動に参加する権利をもっています。



だい じょう せいてきさくしゆ ほ こ

第34条 (性的搾取からの保護)

くに こ じどう じどうかいしゆん
国は、子どもが児童ポルノや児童買春
りよう せいてき ぎゃくたい う
などに利用されたり、性的な虐待を受
まも
けたりすることのないように守らな
ればなりません。

※もっとたくさんの「子どもの権利」

があります。

ほか けんり じょうぶん
他にどんな権利があるのか、条文を
しら
調べてみましょう。

こうえきざいだんほうじん にほん きょうかい
◎公益財団法人 日本ユニセフ協会

こ せんせい ひろば こ けんりじょうやく
【子どもと先生の広場：子どもの権利条約】

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/index.html>



チーバくん

こうえきしゃだんほうじん
◎公益社団法人
セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

こ けんりじょうやく
「子どもの権利条約について」

https://www.savechildren.or.jp/about_sc/kodomono_kenri/index.html